

I 重点事項について

厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室

I 重点事項について

1 防災態勢の強化について

自然災害は毎年世界各地で発生し、多くの人命と財産が失われている。本年に入っても、ハイチ大地震、チリ大地震、中国青海省地震など、大規模な地震が発生しており、自然災害の脅威を目の当たりにしたところである。

我が国は、国土の地理的条件等から、各種の災害が発生しやすく、昨年においては、中国・九州北部豪雨、台風第9号による災害等、大規模な大雨災害が発生したところである。また、本年2月のチリ大地震の発生後には、太平洋沿岸地域を中心に大津波警報が発令され、1メートルを超える津波が観測されるなど、自然災害はいつでも起こりうるということを、改めて痛感させられたところである。

近年は、局地的豪雨や記録的な短時間豪雨による中小河川の氾濫、土砂災害等の発生も顕著になっている。

このため、大規模災害を含め災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう、「大規模災害における応急救助の指針について（平成9年6月30日厚生省社会・援護局保護課長通知）」等を示しているところであるので、これらを踏まえ、発災時には必要な救助を迅速に行うとともに、平時より、自治体内部はもとより、関係機関及び団体と必要な事項を調整しておくなど、一層の防災態勢の強化をお願いしたい。

2 災害救助法の適用について

都道府県は応急救助の実施主体として、発災時には迅速な対応が求められるところであり、特に大規模災害が発生した場合には、都道府県知事は管内市町村への強いリーダーシップを発揮することが求められる。

災害救助法の適用については、都道府県知事が同法施行令第1条第1項により、適否を判断することとなるので、法所管課においては、法の趣旨、適用基準の考え方について十分理解し、知事が適切に判断できるよう、迅速かつ的確に報告を行われない。

適用の判断に際しては、被害住家の数だけでなく、特殊な救助の必要性や多数の被災者の生命又は身体に危害が及ぶおそれが生じた場合にも第4号に基づいて法適用ができるようになっており、迅速な応急救助の実施が可能となっているので、法施行令第1条第1項のどの規定に合致するか十分検討の上、都道府県において適切な対応をお願いしたい。

3 被害状況の把握について

被害状況の把握は、都道府県知事による災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の早期実施や、救助の種類、その程度、方法及び期間等の決定にも重大な影響を及ぼすものであることから、迅速に行われたい。

行政からの情報提供が遅れることにより、被災者等に必要以上の不安を与えることがないように、迅速な対応が必要である。

このため、あらかじめ市町村の被害状況の把握方法について確認し、不十分と思われる市町村に対して適切な助言を行われたい。なお、災害救助法の適用は都道府県知事が行うことから、指定都市及び中核市に対しても、他の市町村と同様、密接に連絡を取り、被害状況を把握するよう努められたい。

また、発災時には、必要に応じて担当職員の現地派遣を行うことにより、救助の実施状況の把握や市町村への支援に積極的に努められたい。

なお、被害状況の把握については、市町村の関係職員にとって建築関係で専門技術的な視野に立って処理しなければならない面もあることから、あらかじめ他の地方公共団体と人材派遣の協定を結ぶなど専門家を確保しておくよう配意されたい。

4 連絡体制の確保について

応急救助を迅速に行うにあたり、災害発生又はそのおそれがある場合には、市町村（指定都市及び中核市を含む）から都道府県に直ちに連絡が入るよう体制を確保しておく必要があることはいうまでもないが、法適用前においては被害状況を、法適用後においても被害状況及び救助の実施状況を逐次把握し、情報提供を行うよう市町村に依頼するとともに、当室に対しても同様の内容について逐次情報提供されたい。

なお、大規模災害発生時には、中央防災無線等による連絡を相互に行うこともあるので、その旨ご留意されたい。

5 適切な救助の実施について

災害救助法においては、救助に関する事務の一部を市町村に委任することができることとなっており、実際、避難所の設置や食品の給与、災害にかかった者の救出などは市町村に委任して行われていることが多い。

特に、災害発生直後は、多数の被災者が避難所に避難し、継続的に救助を必要とする状況であり、被災者の方々の生活環境を整えることが重要である。このため、避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合には、プライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策に留意されたい。

都道府県におかれては、市町村へ委任した事務について、常にその状況把握に

努められ、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、都道府県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努められたい。

6 災害時要援護者の対策について

近年の風水害・地震災害等においては、死者の大半が65歳以上の高齢者であるなど、災害時要援護者の支援対策は、災害による人的被害を軽減するための重要課題となっている。

そのため、政府全体として「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改定）及び「災害時要援護者対策の進め方について」（平成19年3月）のとりまとめ等、さまざまな取り組みを行っており、平成21年度においては「大雨災害における避難のあり方等検討会」（内閣府）及び「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」（消防庁、内閣府）を設置し、適切な避難のあり方等について検討を行い、本年3月に報告書がとりまとめられたところである。また、大雨災害発生後の昨年8月には、関係省庁連名通知「平成21年7月中国・九州北部豪雨及び平成21年台風第9号に伴う大雨を受けての対策について」（平成21年8月13日付府政防第598号、消防災第328号、21文科施企第17号、社援総発0813第1号、21経営第2595号、国河防第292号、気企第99号）を発出し、災害時要援護者及び災害時要援護者関連施設に係る避難支援対策の重点実施について、取り組みの推進をお願いしているところである。

また、市町村におかれては、関係省庁連名通知「災害時要援護者の避難支援対策の推進について」（平成19年12月18日付府政防第885号、消防災第421号、社援総発第1218001号、国河防第563号）に基づき、各自治体において定められた避難支援プランの全体計画に基づく個別計画等の策定に取り組んでいただいているところである。災害救助法に基づく救助においては、高齢者、障害者等の災害時要援護者に特別な配慮を行う避難所を「福祉避難所」として位置づけ、それらの者に対して適切にサービスを提供する際に要した費用を国庫の対象経費として認めているところである。厚生労働省としては、災害時における福祉避難所の設置・活用の促進のため、「福祉避難所設置運営に関するガイドライン」（平成20年6月）をお示しするとともに、各種会議の場などにおいて普及・啓発を行っているところであるが、平成22年3月末現在、市町村内に福祉避難所を1か所以上指定している自治体の割合は34.0%（災害救助・救援対策室調べ）と、事前指定の取り組みは徐々にではあるが進められているところである。（平成22年3月末時点の指定状況は23.8%）

各都道府県においては、管内市町村に対し、福祉避難所の一層の周知を図るとともに、福祉避難所に対する理解と事前指定の推進に向けて、さらなる取り組みをお願いしたい。

なお、指定に当たっては、福祉避難所に適した施設と人材の確保について、広域的な視点での調整を図りつつ、管内市町村への支援を図るようお願いしたい。

7 市町村への周知

市町村は都道府県からの委任を受け、災害救助に関する実務の一翼を担う重要な組織であり、各都道府県の救助が円滑に行われるかどうかは、市町村の対応によるところも大きい。

このため、都道府県におかれては、市町村の災害救助事務担当者に対して研修を行うなど、災害救助事務について一層の周知を図られたい。なお、本会議の内容については、説明会を開催するなど必ず周知されたい。